

会議録

1 会議名	令和7年度第3回長崎市入札監視委員会
2 日時	令和8年2月10日(火曜日) 10時00分～
3 場所	市庁舎16階 監査委員室
4 議題	1 第2回別冊資料(最低制限価格に関する資料)に対する意見 2 「令和6年度長崎市入札監視委員会報告書」の提言に対する対応 3 「令和7年度 長崎市入札監視委員会報告書(案)」について
5 審議結果	<p>1 第2回別冊資料(最低制限価格に関する資料)に対する意見</p> <p>《委員》</p> <p>落札額総額に占める差額の絶対額は高額に上るとのことだが、全体に占める相対額を考えた時に、直近の令和7年度は0.28%と上昇傾向にあるものの、全体で見れば0.1%前後に留まる年もある。委員より「看過できない規模」との指摘もあったが、行財政改革に照らせば、現行の入札制度下における当該割合は、当面許容し得る範囲内にあると考える。制度改善による成果の可能性は否定しないが、総工事費に占める構成比から判断すれば、現時点では現在の運用を維持できる水準にあるというのが私の見解である。</p> <p>《委員》</p> <p>経営層や市全体の視点から、現在の状況を相対的に容認し、現行制度を維持するという考え方については理解している。しかしながら、一納税者の視点に立てば、本来削減し得た数千万円規模の公費が支出されている事実は看過できない。</p> <p>この課題に対し、具体的な改善策を講じないことは、行政の責任として不適切であると考え。したがって、公金支出の最適化に向けた再考を求めるという私の見解に変わりない。</p> <p>もう1点。最低制限価格を事前公表した場合、応札価格が一点に集中し「くじ引き」状態になることが懸念されるが、現行の「ランダム係数」を用いた制度も、業者側が予測不能な要素で落札者が決まる点では本質的に「くじ引き」と大差ないのではないかと。</p> <p>他都市の導入事例において業者側から特段の不満が出ていないのであれば、市にとっては落札価格の抑制につながるメリットがあり、有効な手法であると考え。</p> <p>長崎市の現行の「予定価格を事前公表し、最低制限価格を事後算定(ランダム係数等)する」方式を逆転させる考え方もある。具体的には、予定価格を「非公表」とすることで業者の適正な積算能力を問い、一方で最低制限価格率を「固定」する手法である。</p> <p>この方式であれば、正確な積算ができる業者が正当に評価され、すべての業者が一点に張り付く事態も回避できるため、より健全な競争環境を構築できるのではないかと。</p> <p>《委員》</p> <p>落札額総額に占める差額の割合は、全体に占める割合としては額がかなり小さく、財政当局も公正な取引を担保するために不可欠な「行政コスト」という見解であり、社会的なコストであると思う。</p> <p>現状で、現行制度が悪いものであるのかと言われると、特段の不備は認められず、現行の入札制度は概ね適正に機能していると思われる。</p> <p>《委員》</p> <p>受注し得た最安値と落札額の差は、制度を改革して解消すべき「無駄」なのか、あるいは適正な入札を執行するための不可欠な「行政コスト」として許容すべきものなのか、2つの論点になると</p>

思う。

入札制度の見直しだけでなく、他の領域でコスト削減を図ることでこの差額をカバーするという考え方もある。財務部として市全体の財政コストの削減を考えると、どんな見解を持っているのか。

《事務局》

現行の入札制度は、公平公正な競争と透明性の確保を主眼としているが、入札制度の構造上、毎年2,000万～3,000万円規模の差額が生じています。

この差額については、現在の透明性の高い入札制度を維持する上で不可欠な「必要経費」と認識していますが、見える形での差額が生じている現状を放置すべきではないとのご意見に対しては、我々も同意見であり、今の入札制度が必ずしもベストではなく、よりよい最低制限価格のあり方や、入札制度に関しては、引き続き検討していく必要があると思っています。

《委員》

改善案2について、長崎市としては、今後、研究されるとのことあるが、この考え方について、今後導入も含めてどう考えていくのか。

《事務局》

改善案2に関しましては、今回、委員の皆様からご意見をいただき、我々も改めて気づいたところもあり、長期間この方法で入札を執行していくと、業者が入札傾向を分析し、短期的には効果が出て、将来的に高い金額での落札が有利という学習効果が働き、逆に落札率が相対的に高くなっていくリスクがあると思われる。

そうなる結果的に財政的負担が大きくなってしまいうため、この改善案2をそのまま採用することには、慎重に考えるべきと考えています。

《委員》

結論を急ぐわけではないが、最低制限価格の再設定、91%から93%までをもう少し狭めるということに対して、3名の委員は書面で意見を出し、いずれも、実施すべきと思わないという考え方を回答しておりますけれども、これについて、その他委員のご意見はいかがですか。

《委員》

実施すべきではない。

《委員》

最低制限価格率の幅を狭めることについては、当面91%から93%までの最低制限価格率をランダム係数により決める現行方式のままでよろしいか

《各委員》

異論なし

《委員》

本年度の報告書について、昨年と同様に引き続き最低制限価格のあり方等の研究検討して欲しいという、私どものご意見も踏まえて記載していますが、特に委員からご指摘があったように、年間2,000万から3,000万の財政損失が出ているという事実があるので、全体でいえば看過できる数字という考え方もあるが、やはり、入札制度の見直しは何が目的なのかということを見ると、少しでも財政損失が発生しているものをできるだけ防止するということ等の目的も少し含めるようにしたい。

その点はいかがでしょうか。

《委員》

他都市の事例、過去の入札データ分析に基づき改善案を事務局が提案したことも報告書に入れてもらったほうがいいのではないかと思う。

そして、出てきた改善案をこの委員会で検討した結果として、まだ解決すべき課題があるということになったから、引き続き来年度も検討して欲しいというふうに書いたほうがいいのではないかと思う。

《委員》

課題が明らかになり、それに対する改善案が出てきたこと。そしてもう1つは、解決すべき課題として、入札のあり方あるいはこの制度上のあり方に基づく損失を減らすことが当然最終目的であることから、そのような文言も入れていただくということによろしいか。

《事務局》

承知しました。

《委員》

最低制限価格率のあり方は、継続した私どもからの提言であるが、これについて、今2つの盛り込むべき内容の意見をいただいたが、他に皆様方からご意見はないか。

《委員》

今回、検討した内容については、具体的な内容まで書かなくていいと思う。

《委員》

それは言われるとおりで報告書には、そこまでは書き込める内容ではなく、まず、我々の中で改善案が出たという事実を伝えることが一番大事なことになるので、それを踏まえた表現が望ましい。

ただ、その改善案については、我々と市でも共有してこれからも研究をしていく。

今後とも、検討結果は委員会の中でご報告をいただきながらやっていくという必要がある。

それでは報告書3(2)にいて、改善案が出たということと、目的として、財政支出を減らすこと、この2つについては報告書に盛り込むこととし、改めて各委員に、確認していただくようにさせていただきたい。

2 「令和6年度長崎市入札監視委員会報告書」の提言に対する対応

《委員》

今の説明について、令和7年度今年度の報告とも関連しますので、特にご意見はないか。

《委員》

何回も言っているが、この入札不参加に対してペナルティを与えることは全然考えてないのか。

1回ではなく、連続何回など通常では考えられない場合にペナルティを課すといったように、ルールを順守させるために厳しい対応があっても良いのではないか。

《事務局》

今のところ入札不参加に対するペナルティは考えていません。

長崎市が現在、業者に与えている指名停止などのペナルティは、例えば、工事事等故等で公衆に被害が出たり、市に対し大きな実害を与えた等の場合であり、その事案と比較しても入札不参

加に対するペナルティを与えることは今のところ、難しいと考えています。

《委員》

引き続き、厳しく注意喚起を促すということが、今の最大の取りうる措置と思う。

《事務局》

特定の業者が絞れており、個別対応を行っていきたい。

3 令和7年度 長崎市入札監視委員会報告書（案）

《委員》

工事の平準化は、債務負担行為で発注しているケースもあるのか。そういう文言を報告書に入れなくていいのか。平準化で大事なものは、年度当初の工事が少なくなりがちなというのが、一番の問題で、この辺については、書き込みがないが、これについての対策はあまり変わってないのか。

《事務局》

年度当初に関しては、入札公告のピークが大体6月から7月ごろですので、それを幾らかでも前倒しができれば、第3四半期のピークカットに繋がっていくと考えています。

債務負担行為に関しても、可能な事業に関しては予算を取っており、今まさに、該当する案件の入札を発注している状況です。

《委員》

第1四半期だけに0.8という目標値があるのか。

《事務局》

国が示している平準化の目標の目安として、第1四半期を0.8にするよう指標があり、それにならない資料に記載しています。

資料の表の下に平準化率の計算式を記載しています。4月から6月期の平均稼働件数を年度の平均稼働件数で割った値が0.8になるように、国の目標値が設定されています。

《委員》

平準化率は、第1四半期だけの数字か。それと同じ計算式でほかの四半期も計算しているのか。本来であれば全体が平準化されるべきだが、この第3四半期が今年度これまでより高くなっている。それは問題ないのか。

第4四半期が下がっているけれども、それで第3四半期が上がると意味がないので、何か目標としてそれぞれの四半期の発注のタイミングとかも考えて努力すれば、こんな数字になるというイメージをした上で、目標を作ってもいいのではないか。

特定の四半期に集中的に取り組んだ結果、他の四半期がより上がってしまったら全体の平準化として意味がない。

《事務局》

あくまでも国の指標的には、第1四半期の0.8が、国の目標値として設定されていますが、委員おっしゃるように、当然、年間を通して、平準化をするというのが、ベストであると考えています。

《委員》

実質的に第1四半期を0.8にするのは相当無理があるのではないか。

《事務局》

国・県レベルでいくと当然工事の規模が大きいので、債務負担を活用して複数年にまたがる工事が多く、0.8はクリアしている。

しかし、市町レベルは、予算が小さい2,000万クラスの単年度の工事が多く、実情として0.8をクリアするのは厳しい。市町レベルの平均は、全国的にも0.6といった市町が多い状況にあります。

《委員》

令和6年度は0.7に近いところまで達成しており、とりあえず0.7ぐらいを目標にして、それ以外のところを、これまでの実績ベースに目標を考えるのが現実的だと思う。

国の目標が0.8だからと言って、厳しいとののであれば、それ以外のところも含めて全体で平準化する考え方もあると思う。

《委員》

工事の平準化は、余裕期間の活用以外に活用できるものは他にないのか。

もう1つは、例えば国県レベルでは0.8かもしれないけれども、長崎市は、中核市だから、先進事例は必ずあると思うので、その他の中核市の事例を少し集めて、次回以降の委員会で報告していただき、0.8が今近いとか、クリアしているとか見せてもらえれば、わかりやすいと思う。

《事務局》

先ほどの第3四半期のご指摘の部分ですが、ここがピークになっているのは、工事の稼働件数の絶対数が多いからです。

この問題点の1つは、4月からの第1四半期が閑散期であるということです。

仕事がなければ、職人等を持って余し、稼働しない期間が発生するため、第1四半期の稼働率を上げると、結果的に業者にとっては1年間平均的に稼働するといったメリットがあるところから、国もまずこの第1四半期を上げるというところだと思います。

《委員》

私が心配しているのは第3四半期で辞退とか、技術者が足りないとかにより受注できない状況になってしまう問題があるのでないかということである。

その問題がなければこの数字は大丈夫であるが、その辺りをチェックして、この第3四半期自体にも問題があれば検討が必要と思う。

《事務局》

承知しました。

《委員》

平準化については、いろいろ議論してきましたが、提言としては、このような表現でよいか。

《各委員》

異論なし

《委員》

報告書の表現内容につきましてはよろしいか。

最低制限価格率の項目につきましては、改めて各委員ご意見を聴取した上で、最終的には表現文言については、委員長に一任をいただくということによろしいか。

《各委員》

異論なし